

令和2年度

第8回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和3年 2月10日(水曜日) 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第4号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について
議案第8号	非農地通知について

出席委員（19名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内壽一
3 番	笠野喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局	長	東山 雅彦
課	長	奥谷 知彦
副 課	長	山本 哲也
班	長	中川 拓哉
事務主査	西森 和子	
事務主査	中谷 雅昭	
事務主任	殿元 輝之	

農林水産課

課	長	清瀧 篤樹
班	長	前島 一仁
企画員	太田 雄也	

13時00分 開会

◆東山局長 定刻が参りましたので、第8回農業委員会総会を開催させていただきます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、換気を行っています。また、総会時間の短縮も図りたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いします。審議が長時間に及ぶ場合は、適宜休憩をはさみたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第8回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る1月28日、湯川委員、藤田委員、古川委員、曾根委員、岩橋章委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、中尾委員、坂東委員をお願いします。それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、7件ありました。全て相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。なお、報告事項【農地法第18条第6項の規定による通知について】のNo. 3と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で4件ありました。なお、No. 3については、報告事項【農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更について】のNo. 1と関連しています。また、No. 4については利用権の解約です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が2件ありま

した。

No. 1 申請地は安原地区・・・、安原小学校から南東に約・・・mに位置します。申請人は、経営面積1,593㎡を有する農家です。農業用機械及び農業用車両を保管するための農業用倉庫として使用するため、今回届出に至りました。

No. 2 申請地は小倉地区・・・、光恩寺から南約・・・mに位置します。申請人は、経営面積29,263㎡を有しています。農業用水路として使用するため、今回提出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で2件ありました。令和3年1月19日付、29日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で9件ありました。令

和3年1月12日付、19日付、29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 1及び2は開発許可済、No. 5は使用貸借権設定、No. 6は賃借権設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、10件ありました。面積は田が20,708㎡、畑が789㎡、合計21,497㎡です。

なお、令和2年12月21日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課太田企画員 番外、説明いたします。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2の第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。お手元の資料、農用地区域除外参考資料をご覧ください。全3件の申出があり、P.3に、位置図を示しております。全3件、

一括して説明させていただきます。なお、今回の3件については、すべて申出地以外に代替すべき土地がないことから、代替地検討書の添付にかえて、その理由を記したものを添付しております。

① について説明させていただきます。

参考資料のP. 4からP. 8をご覧ください。

P. 4にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、山口地区、山口小学校の北約・・・mに位置しております。

P. 5には、申出地以外に代替すべき土地がない理由を記したものを、P. 6には、申出地を三方から撮影した写真を、P. 7には、農用地区域の広がり、P. 8には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

申出の経緯について説明させていただきます。利用者である・・・は、・・・年に設立され、・・・を・・・とし、・・・を・・・し、・・・等の・・・に基づき、その・・・を広めています。現在、・・・は約・・・人で、毎日多くの・・・が・・・に訪れています。毎年・・・月に開催する・・・には特に多くの・・・が訪れます。既存の駐車場・・・台では駐車場が不足しており、近隣の道路に車を駐車し・・・に訪れる・・・は少なくなく、近隣住民等に迷惑をかけている状態であるとのこと。また、道路に車を駐車しているため、交通事故が発生するような危険性があり、速やかに改善するために、既存施設に近い土地で駐車場を増設したいとの申し出です。この用地について探したところ、毎年・・・月の・・・をはじめとする・・・の際、多数の・・・が・・・し、周辺の交通安全確保のため必要とする駐車台数を満

たす面積が必要なため及び、・・・に訪れる・・・には高齢者が多く、・・・が傾斜地に立地することから、・・・及び既存駐車場に隣接した土地である必要があるため、この土地を選定したとのこと。なお、申出地は、北側に堤及び駐車場、東側に水路を挟んで畑、南側に田、西側に既存施設の・・・に隣接した農地となっています。市としては、周辺農地への営農に及ぼす影響はなく、交通安全対策を行い地域振興及び土地の有効活用ができると判断し、農用地区域除外を行おうとするものです。

② について説明させていただきます。

参考資料のP. 9からP. 13をご覧ください。P. 9にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、和佐地区、河南総合体育館の北東約・・・mに位置しております。P. 10には、申出地以外に代替すべき土地がない理由を記したものを、P. 11には、申出地を三方から撮影した写真を、P. 12には、農用地区域の広がり、P. 13には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について説明させていただきます。利用者は、・・・で、資本金・・・円で・・・年・・・月に設立され、・・・等の・・・を営んでいます。本社は和歌山市・・・、直近の売上高は約・・・円、従業員は・・・名です。現在、業績が・・・で、いくつかある既存事業所では手狭でスペースを確保できず、作業場兼倉庫を増設したいとの申し出です。この用地について探したところ、業務量を満たすための作業場兼倉庫の建築及びトレーラー等大型車両の停車スペースの必要面積として、必要最小限の面積が必要であるが、周囲には同様の規模、

形状の用地がないため、及びグループ会社の・・・の作業場の隣接地において建設することにより、効率性、利便性の向上を図り、相乗効果が見込めるため、この土地を選定したとのこと。なお、申出地の東側にある・・・作業場でも同じく・・・の・・・機能をもっており、・・・と同じ代表取締役が就任しています。なお、申出地は、北側に農地、東側に宅地、南側に水路里道を挟み宅地、西側に宅地に隣接した農地となっています。市としては、周辺農地への営農に及ぼす影響はなく、土地の有効活用及び本市産業の活性化につながると判断し、農用地区域除外を行おうとするものです。

③ について説明させていただきます。

参考資料のP. 14からP. 18をご覧ください。P. 14にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、西和佐地区、西和佐小学校の東約・・・mに位置しております。P. 15には、申出地以外に代替すべき土地がない理由を記したものを、P. 16には、申出地を三方から撮影した写真を、P. 17には、農用地区域の広がり、P. 18には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

申出の経緯について説明させていただきます。利用者は、・・・で、資本金・・・円で・・・年・・・月に設立され、・・・等の・・・を営んでいます。本社は和歌山市・・・、従業員は・・・名です。現在、業績が好調であることに加え、・・・の・・・とともに、既存の駐車場は施設の空地に駐車している状況であり、既存施設では手狭であるため、露天資材置場及び露天駐車場を増設したいとの申し出です。この用

地について探したところ、従業員用及び来客用駐車場として、効率性及び利便性の面から、既存事業所の隣接地である必要があるため、及び、保管している原料は生産と一体のものであることから、資材置場としての保管している作業の効率性及び利便性の面から、既存事業所の隣接地である必要があるため、この土地を選定したとのこと。なお、申出地は、北側に水路、東側に農地、南側に既存事業所、西側に農地となっています。市としては、周辺農地への営農に及ぼす影響はなく、土地の有効活用及び本市産業の活性化につながると判断し、農用地区域除外を行おうとするものです。

以上の全3件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる第1号から第5号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。なお、第1号から第5号の要件については、第1号、申出地以外に代替すべき土地がないこと。

第2号、農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

第3号、農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

第4号、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

第5号、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであることとなっています。なお、本件はいずれも現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので古川委員さん報告願います。

◆6番（古川祐典） No. 1について、

報告します。去る1月28日、湯川委員及び曾根委員、また農林水産課職員、事務局職員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。事情聴取については、申請人、和歌山市・・・、・・・氏より代表者の代理として委任された土地の管理等を任されている・・・氏が出席され聴取を行ないました。

申請内容は、和歌山市・・・外6筆の合計2,958㎡を・・・用駐車場として転用する目的であり、今回、その内の4筆合計2,813㎡を除外申請するものです。申請者である・・・では、・・・月の・・・を含め年に3回ほど大きな・・・を予定しており、・・・が多く来られることから、その都度周辺道路での路上駐車や渋滞等、通行の妨げとなり地域の方々に多大なる御迷惑をおかけしている現状から、それらを解消するために今回新たに申出地に駐車場を確保し利用したいとの理由で申請に至ったとのことであります。事情を聴く中で、代替地については検討をされたとの事ですが、・・・には高齢者も多く、申出地が・・・南側に隣接した既存駐車場を東側に拡張するような形となることから、利便性が高く、申出地以外に適当な土地もなく、地域周辺の交通安全対策、また周辺農地の営農に支障を及ぼすことは考えられない等々の理由から、転用申請にかかる今回の農用地区域の除外については致し方のないものと考えられる。

加えて、現地を確認する限り、当該申出地の現状が、土羽仕上げによる盛土となっていることから、雨水等による周囲への土砂流出が懸念されるが、施工にあたっては、影響が出ないよう十分配慮するとのことで

ありました。以上、現地調査及び聴取する上では、今回の農用地区域除外について、やむを得ないのではないかと考えますが、委員皆様の慎重なご審議をよろしく願います。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。続いて、No. 2につきまして湯川委員さん報告願います。

◆1番（湯川徳弘） No. 2について、報告します。去る1月28日 曾根委員、古川委員と共に現地調査ならびにヒアリングを行いました。物件は農用地除外です。場所は、和歌山市・・・ 登記簿3筆、面積は合計2,978㎡地目 田です。譲渡人は、和歌山市・・・、・・・氏、譲渡人は、・・・、・・・氏です。除外申請に係る内容は、次のとおりで・・・は・・・に本社を置き、・・・の・・・を行っています。事業拡張にあたり、グループ内の関連会社である・・・の作業場兼倉庫を隣接地において、同じく作業場兼倉庫を建設することにより、両社にとって利便性が向上し、相乗効果ならびに効率化を図ることができ、業務拡大に繋がるとのことです。代替地を検討したが、申請地以外適当な土地はなく、また、申請地は周辺農地の営農に支障を及ぼすとは認められない。したがって、周辺農地への営農に及ぼす影響がなく、産業の活性化における地域振興及び土地の有効活用が図られるものであり、対応した農業委員としては、誠に立派な優良農地であるがゆえに苦しみもあつたが、やむを得ないと判断した次第です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。続いて、No. 3につきまして曾根委員さん報告願います。

◆13番(曾根光彦) No. 3について、報告します。去る1月28日、湯川委員、古川委員、農林水産課2名と事務局職員とともに現地調査及び事情聴取を行いました。今回の申請地は、西和佐小学校東へ約・・・mに位置している第2種農地であり、今回申請は、・・・、・・・他2筆、現況は、田で1, 508㎡の土地であり今回の申請に至った理由は、譲受人・・・氏であり、事業内容としては、・・・及び・・・等・・・等行っている会社であります。昨年度まで・・・に・・・で、事業を行っていましたが、・・・、今回本社である北側の隣接している土地は・・・でもあり今回の申請に至ったものであります。使用目的として来客用及び従業員の露天駐車場並びに露天資材置場として使用するものであります。今後、土地の造成及びアスファルト舗装ならび擁壁を行う計画であると聞いております。なお、雨水等については、南側の水路に流す計画であり水利組合の同意もあり隣接農地等にも影響ないものと思われませんが、委員皆様方慎重なご審議をお願いいたします。なお、・・・の設立年月日は、・・・年・・・月・・・日で従業員数・・・名、資金については・・・および・・・予定。

また、事情聴取には、・・・氏及び・・・の・・・氏2名が同席いただきました。

◆会長(谷河 績) ありがとうございます。議案第1号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆11番(廣井伸多) No. 1について、質問します。盛土されて、遊休農地状態で、すでに駐車場として利用してなかったかどうか。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

この農地について、経緯を説明します。
・・・年・・・月に農地法第3条許可により・・・が取得された土地で、和歌山県の道路事業のための、土砂置場としての経緯があります。一時転用後、原状回復しなかったため、当時の藤井委員と事務局において、・・・に指導し、現在原状回復されています。

◆会長(谷河 績) 他に何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番(辻本 傑) 農用地利用計画変更内容説明資料の内容説明内の土地の有効活用の表現が思わしくないと思うのですが。

◆農林水産課清瀧課長 番外、説明します。

除外及び農地転用の場合、のちに土地を有効活用しないのであれば、農地転用の許可基準に値しない。また、土地を有効活用とは、土地を放置しないという意味です。

◆15番(丸山 勝) No. 1の・・・ですが、去年の10月に申請があり、撤回条件として、道路上に車両が混雑している状態の写真の提出を条件付けしていたが、添付されていますか。

◆農林水産課太田企画員 番外、説明いたします。申請書類に車両が混雑している状態の写真が添付されています。

◆会長(谷河 績) 他に何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」
議案第1号に対する意見は、「やむを得ない」とさせていただきます。

議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要がある、借受予定者から証明願が3件ありました。対象農地の面積は、田が300㎡、畑が3,814㎡、合計4,114㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については、P.30からP.31の議案第7号農用地利用集積計画No.5からNo.7で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が2件あったものです。各相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、非農地証明の交付基準に基づき、

証明願の提出が9件ありました。

No.1昭和14年頃から作業場、農業用倉庫、進入路、庭として利用している。

No.2昭和25年頃から山林化している。
No.3昭和30年頃から宅地として利用している。

No.4明治44年頃から宅地の一部として利用している。

No.5昭和26年頃から山林化している。

No.6昭和39年頃から山林化している。

No.7平成8年頃から山林化している。

No.8平成11年頃から山林化している。

No.9平成11年頃から山林化している。

また、No.1、3、4については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われま。No.2及び5から9については、非農地証明の交付条件（4）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われま。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

No.2を先議とさせていただきます。笠野委員一時退席をお願いします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請です。調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、

農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号No. 2について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号No. 2は可決と決定しました。続いて、No. 2以外について

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 2以外についての調査結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、No. 1は、使用貸借権設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号No. 2以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号No. 2以外を可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 1申請地は、小倉地区・・・、光恩寺から北西約・・・mに位置し、おおむ

ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は所有者の・・・であり、農用後継者として・・・で農業をしていくため、当該用地に新たに住宅を建築するため転用申請するものです。なお、使用貸借権設定です。

No. 2とNo. 3は一体開発となります。申請地は、岡崎地区・・・及び・・・、東部サービスセンターから北西約・・・mに位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。申請人はどちらも・・・を営んでおり、幼稚園や病院も近隣にあり、交通の便もよい申請地に分譲住宅用地として転用するため申請するものです。

No. 4申請地は、西山東地区・・・、山東小学校から北約・・・mに位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。申請人は所有者の・・・であり、農業を営んでおります。現在仮住まいとして所有者の・・・と同居していますが、今後介護等をしていくうえで最適な・・・の申請地に住宅を建築するため転用申請するものです。なお、使用貸借権設定です。

No. 5申請地は、小倉地区・・・、光恩寺から南約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。今後、農業を継承するため、耕作地や・・・に近い申請地に住宅を建築

するため転用申請するものです。なお、使用貸借権設定です。これらの案件は一般基準を満たしています。また、No. 2及び3については現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2、No. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので藤田委員さん報告願います。

◆5番（藤田城司） No. 2、No. 3について、報告します。今回の許可申請については、2社で一体開発・利用であります。令和3年1月28日に海南市農業委員会松村会長、上田局長、和歌山市農業委員会谷河会長、東山局長、岩橋委員、事務局職員と私で現地調査及び事情聴取を.....、.....氏、.....、.....氏、.....、.....の4名で行いました。申請人.....につきまして、申請地は、.....さん所有の.....、面積981㎡です。.....さん所有の.....、面積1,071㎡、合計面積2,052㎡となります。

転用目的は、分譲住宅、転用実行者の.....の会社内容は、設立年月日.....年.....月.....日、資本金.....円、従業員、パートを含め.....名、年間売上額.....円、事業内容は、.....です。次に申請人.....につきまして、申請地は、.....さん所有の.....、面積981㎡、.....さん所有の.....、面積102㎡、.....、面積876㎡、合計面積1,959㎡となります。転用目的は、分譲住宅です。転用実行

者の.....の会社内容は、設立年月日.....年.....月.....日、資本金.....円、従業員.....名、年間売上.....円、事業内容は.....です。事業に関する経費につきましては、.....、約.....円、.....、約.....円、各社とも資金は、.....でまかなうとのこと。転用に至った理由は申請地付近には、たればな幼稚園や交通公園、病院もあり、子育てしていく家庭に適した環境です。また、和歌山市南スマートインターや交通センター前駅にも近く、交通の便にも良い場所であるということと現在の土地所有者においては、農業を続けることが難しい方や後継者がいないため譲っていただけるようになったとのこと。申請地は、権利移転完了後、速やかに着工して1年以内に完成させる意向です。申請地は、東側が住宅地、西側が里道、南側は水路、北側は道路となっています。許可が下り次第、コンクリート擁壁を設置し土砂などが流失しないようにし、汚水及び雑排水については各々の敷地内で処理後、雨水については各々の敷地内で集水後、北側にあります。紀の川左岸土地改良区が管理する岡崎排水路へ放流します。近隣の農家の方には説明を済ませており、周囲の営農関係に悪い影響を及ぼす懸念は少ないと思います。以上のことから、当許可申請について、特に目立った問題は見当たらないと思いますが、委員の皆様方の慎重なご審議をよろしく願います。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第6号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

No. 1を先議とさせていただきます。
岩橋章博委員一時退席をお願いします。

◆西森主査 番外、先議のため議案第7号 No. 1について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定です。新規の契約で、賃借権、期間は3年、地目は田、面積は2,952㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号No. 1について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号No. 1は可決と決定しました。続いて、No. 1以外について

◆西森主査 番外、議案第7号 No. 1以外について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が12件ございました。賃借権が2件、使用貸借権が10件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。また、No. 2からNo. 10については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 11からNo. 13については農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が14,461㎡、畑が4,373㎡、合計面積が18,834㎡です。また、うち農地中間管理事業によ

る設定が3件あり、面積は田が8,217㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号No. 1以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号No. 1以外を可決と決定しました。

議案第8号 非農地通知について、提案いたします。

◆中谷主査 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。令和2年11月27日、安原地区本渡（10件、14筆）で松尾推進員と、令和2年12月1日、和佐地区禰宜（17件、30筆）で井口推進員と、令和2年12月22日、楠見・有功地区（15件、23筆）で宮路推進員と、令和2年12月23日、西脇・貴志地区（17件、38筆）で中島推進員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書26件の提出がありました。面積は、田が12筆、2,768㎡、畑が42筆、44,723㎡で合計54筆、47,491㎡です。

No. 1からNo. 26について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以

上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。なお、各地区の土地改良区・水利組合等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第8号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

その他、何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので第8回総会を閉会いたします。

14時20分 閉会